

第 1 章 公害紛争の処理状況

1 令和 2 年度における公害紛争の処理状況

令和 2 年度に公害等調整委員会（以下、単に「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された 37 件（裁定事件 35 件（責任裁定事件 21 件、原因裁定事件 14 件）、調停事件 2 件）と、2 年度に新たに受け付けた 14 件（裁定事件 14 件（責任裁定事件 9 件、原因裁定事件 5 件））の計 51 件である。このうち、15 件が令和 2 年度中に終結し、残り 36 件は翌年度に繰り越された（表 1・表 2）。

新たに受け付けた事件の件数は、平成 30 年度 24 件、令和元年度 20 件、2 年度 14 件となっている。

なお、これ以外に委員会は、不知火（しらぬい）海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき、慰謝料額等変更申請を処理している。

(1) 令和 2 年度に終結した主な事件

ア 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

平成 31 年 2 月 14 日、熊本県熊本市の住民 1 人（申請人）から、農業者を相手方（被申請人）として、申請人に生じた睡眠不足による健康被害は、被申請人がボイラーを稼働させ、騒音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求める申請及び被申請人に対し、損害賠償金 297 万円の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成 31 年 3 月 12 日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 2 年 8 月 25 日、職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした（公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 42 条の 24 第 1 項及び第 42 条の 33）。同年 9 月 1 日、熊本県上益城郡益城町で開催した第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

イ 渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件

令和元年 8 月 16 日、東京都渋谷区の住民 17 人（申請人）から、不動産会社及び建築会社を相手方（被申請人）として、申請人らは、隣接する被申請人らの建築工事現場からの騒音・振動・粉じん等により、不眠、ストレス障害、ぜん息悪化等の健康被害が生じているほか、家屋の損傷、

防音工事費用、借家人の退去等の財産被害を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3643万7870円の支払を求める責任裁定の申請があった。なお、申請人1人について相続が発生し、別の申請人1人が相続人として手続を承継した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和2年8月26日、職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした（公害紛争処理法第42条の24第1項）。同年10月9日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、同年11月9日、第2回調停期日において、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

ウ 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

平成30年5月30日、愛知県瀬戸市の住民1人及び事業を営む法人（申請人）から、衛生組合（関係3市により組織される一般廃棄物処理を行う一部事務組合）を相手方（被申請人）として、申請人らは、申請人らが事業を営む土地（以下「本件土地」という。）に、被申請人によって、焼却残さ及び不燃性破碎残さ（以下「本件廃棄物」という。）が埋め立てられていたことが判明し、本件廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたとして、被申請人に対し、本件廃棄物を排除するために必要な費用、地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金合計2000万円の支払を求める責任裁定の申請があった。なお、その後、同年6月26日、同申請人らから、ダイオキシン類による土壌汚染は、同被申請人が本件埋立地から本件土地に越境して本件廃棄物を投棄した行為によるものである、との原因裁定を求める申請があり、同年7月10日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和3年3月15日、責任裁定申請事件については、本件申請を一部却下、一部棄却するとの裁定を行い、また、原因裁定申請事件については、本件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

平成31年2月18日、東京都など6都府県の住民93人及び法人でない団体1団体（申請人。以下、上記住民を「申請人患者ら」という。）から、国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社を相手方（被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー7社を「被申請人メ

一カーラ」という。)として、被申請人メーカーらは、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売し、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患させ、申請人患者らに人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせた、被申請人国は、自動車の排出ガス量の許容限度を定めることとしている大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに上記被害を生じさせた、被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるなどとして、次を求める調停の申請があった（以下「当初申請」という。）。)

- ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと。
- ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度（以下「本件救済制度」という。）を創設すること。
- ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。

なお、令和元年7月4日、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があり、その後同年8月23日、東京都など4都県の住民14人（申請人）から、同様の内容の調停を求める申請があった。

委員会は、当初申請受付後、直ちに調停委員会を設け、令和元年9月11日、両事件を併合して手続を進めることを決定するとともに、合計9回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

イ 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

令和元年9月9日、水戸地方裁判所から、茨城県住民3人（原告）の所有する建物の柱、壁、基礎等に生じた損傷被害と、建築業者及び建設会社（被告）が行った土地造成工事及び擁壁工事との間の因果関係の存否について原因裁定をすることの嘱託があった（公害紛争処理法第42条の32第1項）。

委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

ウ 小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件

令和元年9月19日、東京都小平市のクリーニング業を営む法人（申請人）から、食品製造会社を相手方（被申請人）として、申請人は、近接する被申請人の工場から排出されたエタノールによって増殖したカビの一種により、申請人の事業所の外壁に異常な黒ずみが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金1130万4802円の支払を求める責任裁定の申請があった（その後、請求金額は1008万8038円へと変更された。）。)

その後、令和２年２月26日、同市の住民１人から、同年３月12日、同市の住民１人から、同年11月17日、同市の住民１人から、それぞれ同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年３月24日、同年４月７日、同年12月21日、これらを許可した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員２人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

表 1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和 2 年度）

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	H29. 3. 9	R 2. 7.14 取下げ
	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	H30. 3.30	R 3. 2.15 取下げ
	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	H30. 5.17	R 3. 3.18 棄却
	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件	H30. 5.30	R 3. 3.15 一部却下 一部棄却
	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件	H30. 6.26	R 3. 3.15 一部認容 一部棄却
	豊見城（とみぐすく）市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件	H30. 8.20	
	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件	H30. 8.20	
	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	H30. 8.28	R 2. 9.14 取下げ
	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件（2 件）	H30.11. 1	
		R 2. 4. 3	
	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	H30.11. 2	R 3. 2.18 調停成立
	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 1.21	
	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 2.14	R 2. 9. 1 調停成立
	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	H31. 2.14	R 2. 9. 1 調停成立
	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 3. 8	R 2.10.27 棄却
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 3.11	
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	H31. 3.29	
	奈良県安堵（あんど）町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件	H31. 4. 2	

裁 定 事 件	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定申請事件	H31. 4. 2	
	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	H31. 4. 5	
	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	H31. 4. 17	
	和歌山県白浜町における給油所からの土壤汚染被害等責任裁定申請事件	R 1. 5. 8	R 2. 11. 4 取下げ
	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 1. 5. 21	R 2. 12. 15 調停成立
	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 1. 6. 3	
	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壤汚染による財産被害等責任裁定申請事件（2件）	R 1. 6. 3	
		R 2. 9. 7	
	渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件	R 1. 8. 16	R 2. 11. 9 調停成立
	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	R 1. 9. 9	
	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件（4件）	R 1. 9. 19	
		R 2. 2. 26	
		R 2. 3. 12	
		R 2. 11. 17	
	相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	R 1. 10. 24	R 2. 8. 19 却下
	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 1. 11. 18	
	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	R 1. 12. 17	
	筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件	R 1. 12. 20	R 2. 9. 7 取下げ
	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 2. 3. 12	
	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	R 2. 3. 24	
	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件	R 2. 5. 21	
	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害原因裁定申請事件	R 2. 5. 21	

裁 定 事 件	佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 2. 7. 31	
	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 2. 9. 23	
	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	R 2. 9. 23	
	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 1. 6	
	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	R 3. 1. 19	
	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 2. 22	
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 3. 17	
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 3. 17	
	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件	R 3. 3. 29	
調 停 事 件	自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件（2件）	H31. 2. 18	
		R 1. 8. 23	
合 計		51件 (14件)	15件

(注) 1 「合計」の（ ）内の数字は、令和2年度中に受け付けた事件数で、内数である。

2 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、新たに受け付けた慰謝料額等変更申請2件が終結した。

表２ 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	調停			裁定			その他			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和 45～63	631	618	13	19(4)	19(4)	0	2	1	1		652	638	14
平成元	11	18	6	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	21	14	13	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	5	16	2	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	3	1	4	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	10	5	9	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	2	4	7	2	0	7	1	1	0	19	5	5	14
7	2	2	7	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	4	4	7	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	1	2	6	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	1	1	6	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	1	1	6	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	2	5	3	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	3	3	3	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	2	1	4	4(2)	5(1)	5(2)	1	0	1	16	7	6	10
15	2	2	4	8(4)	4(1)	9(5)	1	2	0	21	11	8	13
16	0	2	2	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	1	2	1	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	1	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	1	1	1	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	1	1	1	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	1	0	2	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	3	4	1	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	5	5	1	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	5	3	3	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	5	6	2	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	2	2	2	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	1	0	3	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	4	6	1	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	1	0	2	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	2	2	2	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	1	1	2	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
2	0	0	2	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36
計	734	732		332 (129)	298 (115)		11	11			1,077	1,041	

(注) 1 「その他」にはあつせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。

2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。

3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。

4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。

5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和2年度までに570件係属した。

2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

(1) 近年の特徴

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。委員会における公害紛争の処理状況について、係属事件に近年見られる主な特徴は、次のとおりである。

ア 都市型・生活環境型の公害紛争

近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な事件が目立つ傾向にある。都道府県・市区町村による公害苦情処理との連携により、このような都市型・生活環境型の紛争についても、公害紛争処理制度を活用した解決が求められることが多くなっていることが背景にあると考えられる。

イ 裁定事件の割合が高い

平成21年度以降、裁定事件の受付件数はおおむね20件前後で推移し、受付事件に占める裁定事件の割合が高くなっている（表2）。令和2年度に委員会に係属した事件は51件で、うち49件（95%超）が裁定事件となっている。

ウ 騒音をめぐる事件の割合が高い

令和2年度は、近隣施設からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件の割合が最も高くなっており、委員会においては係属事件に占める騒音事件の割合が約5割、受付事件に占める騒音事件の割合が約7割となっている。

(2) 事件処理における取組

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

ア 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めている。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく公害等調整委員会事後評価実施計画において標準審理期間を設定しており、具体的には、裁定事件について、実績等を踏まえて、専門的な調査を要しない事件は1年3か月、専門的な調査を要する事件は2年としている。

イ 専門的知見の活用及び現地調査等の充実

因果関係等の解明が困難な紛争については、専門委員に調査を行わせるなど専門的な知見を活用すること、国費により現地調査等を実施する

こと等により、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係等を委員会が明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

このような専門的知見の活用及び現地調査等の充実は、当事者の主張・立証を基礎とする民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長である。令和2年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の専門家である専門委員の任命（表3）や、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な現地調査等（表4）を行った。

ウ 現地期日の開催

裁定・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する委員会において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきており、令和2年度は、現地期日を4回開催した（表5）。

エ 本人申請への対応

近年の委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行う本人申請がしばしば見られる。このような場合に、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得て、本人申請の場合も円滑に手続が進行するように努めている。令和2年度において委員会に係属した公害紛争処理事件50件（原因裁定嘱託事件1件を除いた数）のうち、本人申請は29件である。

オ 職権調停への移行

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付すことができるとされている（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

令和2年度に終結した裁定事件（15件）のうち、5件が調停に付された。

カ 公害紛争処理手続の電子化

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）の改正により、平成28年1月から、公害紛争処理手続において、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

令和2年度までに、17件の公害紛争事件において利用されている。

表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況（令和2年度）

	事 件 名	専 門 委員数	専門分野等
裁 定 事 件	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音
	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	1人	環境振動、騒音・低周波音、建築音響
	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	2人	健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学
			医学（皮膚科）
	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	地盤工学、地盤環境工学
	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	1人	環境音響学（建築音響学・騒音制御工学）
	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	1人	大気汚染、悪臭の評価と制御
	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	1人	音響技術、騒音制御
	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	音響工学
	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動等
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1人	音響工学
	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	臭気対策
	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術

裁 定 事 件	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1 人	環境音響学(建築音響学・騒音制御工学)
	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	2 人	森林の樹木の生理状態および微生物の生態を指標とした環境ストレスの評価に関する研究
			気象モデリング、大気質モデリング、流体力学
	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	1 人	土壌汚染の効率的な評価・浄化、化学物質の環境安全管理
	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	1 人	地盤工学(土質力学全般、不飽和土、地盤の液状化)、防災工学(主に宅地防災)
	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	2 人	病原真菌の分類、同定とその応用に関する研究
			衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1 人	音響技術、騒音制御
	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1 人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	1 人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1 人	環境音響学(建築音響学・騒音制御工学)
	佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1 人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動等

表 4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和 2 年度）

事 件 名	実施年月	備考
奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	令和 2 年10月	委託調査
宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	令和 2 年11月	委託調査
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関する慰謝料額等変更申請	令和 2 年11月	現地調査
渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	令和 2 年12月	委託調査
桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	令和 3 年 1 月	委託調査
神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	令和 3 年 1 月	委託調査

（注）1 この表において、「現地調査」とは、裁定（調停）委員長又は裁定（調停）委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。

2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該調査に係る契約の年月を記載している。

表 5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和 2 年度）

開催年月	場所	事 件 名	備考
令和 2 年 9 月	熊本県 上益城郡 益城町	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等職権調停事件	第 1 回調停期日
令和 2 年 9 月	熊本県 上益城郡 益城町	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	第 1 回審問期日
令和 2 年12月	愛知県 名古屋市	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	第 1 回審問期日
令和 2 年12月	佐賀県 唐津市	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	第 1 回審問期日

(3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度等の一層の周知を図るため、令和2年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア 国民への周知

公害紛争処理制度や申請に必要な情報について、ホームページで発信するとともに、広報誌「総務省」を活用し、令和2年7月号で公害紛争処理制度を、令和3年3月号では令和元年度公害苦情調査結果の概要を紹介した。また、令和2年7月に政府インターネットテレビにおいて、暮らしの中の公害の解決方法について、国民への周知を行った。さらに、総務省業務案内パンフレットで委員会の概要を紹介するとともに、公害等調整委員会業務案内パンフレットを改訂して公害紛争処理制度等を紹介した。

イ 法曹関係者への周知

全国の裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が委員会に原因裁定を囑託することができる旨を通知するなど制度の認知度向上に努めた。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理への対応を円滑に行うことができるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、日本弁護士連合会、都道府県の弁護士会、司法修習生等を対象に、公害紛争処理制度の周知に努めるとともに、公害紛争事件の効果的な解決策に関して意見交換を行った。

ウ 総務省行政相談センターへの周知

国の行政に対する苦情、意見及び要望を受け付け、公正・中立の立場に立って、関係機関に対して必要なあっせん・通知を行う行政相談においても、公害に関する相談が寄せられている。公害に関する行政相談についての円滑な解決に資するため、総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口をいう。）に公害紛争処理制度等を紹介したリーフレットを配布し、住民に対する広報コーナーへの備付けや公害苦情相談者への説明の際の活用を依頼した。

エ 市区町村の公害苦情処理担当者への周知

都道府県等による市区町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会に、公害苦情相談アドバイザー等を講師として派遣しており、令和2年度は7府県の研修会において公害紛争処理制度等の周知及び公害苦情相談員等に対する技術支援を行った。

オ 機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を令和2年5月、8月、11月及び3年2月に発行した。各号作成時に委員会のホームページに掲載するとともに、発行の機を捉え、各都道府県の担当者等に周知した。

カ 公害紛争処理制度に関する相談窓口

国民から寄せられる公害紛争処理制度についての問合せ等に対応するため、「公調委公害相談ダイヤル」を設け、電話や電子メールによる相談業務を行った。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等の調停、委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介するとともに、紹介先の機関とも連携を図った。

3 都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）等が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。審査会等は、域内で発生した事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄する※¹。令和2年度は83件の事件が係属し、37件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）。

表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

区分 年度	受 付 件 数			終 結 件 数					年度末 係属 件数
	合計	調停	その他	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和 45～63	432	391	41	393	226	116	45	6	39 ※昭和63 年度末
平成元	36	36	0	25	13	6	4	2	50
2	57	57	0	40	9	23	5	3	67
3	43	43	0	43	15	20	8	0	67
4	51	51	0	36	7	22	6	1	82
5	44	44	0	53	24	22	5	2	73
6	32	30	2	52	16	28	4	4	53
7	39	39	0	41	16	19	6	0	51
8	43	42	1	36	9	24	1	2	58
9	51	49	2	40	14	18	6	2	69
10	39	38	1	45	22	17	5	1	63
11	26	25	1	36	10	24	2	0	53
12	31	30	1	35	13	16	5	1	49
13	31	30	1	28	9	18	0	1	52
14	30	30	0	35	15	15	4	1	47
15	33	33	0	34	15	18	0	1	46
16	41	40	1	45	18	22	5	0	42
17	36	36	0	31	11	17	3	0	47
18	32	30	2	35	13	19	2	1	44
19	42	42	0	39	11	19	9	0	47
20	37	36	1	39	15	17	7	0	45
21	42	42	0	48	23	16	9	0	39
22	29	29	0	35	8	23	3	1	33
23	36	36	0	34	13	18	3	0	35
24	35	35	0	37	11	21	4	1	33
25	39	39	0	30	4	23	2	1	42
26	40	39	1	42	13	24	5	0	40
27	47	47	0	43	16	23	3	1	44
28	51	51	0	56	20	27	8	1	39
29	41	41	0	43	16	24	2	1	37
30	38	38	0	43	9	27	7	0	32
令和元	45	45	0	34	11	15	8	0	43
2	40	40	0	37	8	21	8	0	46
計	1,689	1,634	55	1,643	653	762	194	34	

（注）「その他」（受付件数）にはあっせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。

※1 委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄する（公害紛争処理法第24条第1項）とともに、専属で裁定を行う（同法第42条の12及び第42条の27）こととされている。

(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

審査会等に係属した調停事件の中には、係属後、委員会に裁定の申請がなされたものがある。例えば、審査会等の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する委員会の判断を求めて原因裁定の申請がなされたものや、審査会等の係属事件として終結した後に、裁定の申請がなされたものがこれに該当する。

令和２年度に委員会に係属した事件のうち、審査会等に一度係属した後に裁定の申請がなされたものは、15件（表７）となっている。

表７ 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件（令和２年度）

都道府県 公害審査会等	事 件 名	受付 年月日	終結 年月日
広島県 公害審査会	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	H30. 3. 30	R 3. 2. 15
東京都 公害審査会	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	H30. 8. 28	R 2. 9. 14
熊本県 公害審査会	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件（２件）	H30. 11. 1 R 2. 4. 3	
千葉県 公害審査会	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	H30. 11. 2	R 3. 2. 18
熊本県 公害審査会	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 2. 14	R 2. 9. 1
熊本県 公害審査会	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	H31. 2. 14	R 2. 9. 1
福岡県 公害審査会	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	H31. 4. 5	
和歌山県知事	和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件	R 1. 5. 8	R 2. 11. 4
千葉県 公害審査会	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 1. 5. 21	R 2. 12. 15
埼玉県 公害審査会	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 1. 6. 3	
福岡県 公害審査会	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 1. 6	
愛知県 公害審査会	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 2. 22	
熊本県 公害審査会	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 3. 17	
熊本県 公害審査会	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 3. 17	

(3) 都道府県・市区町村への支援

都道府県・市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応しており、委員会と都道府県・市区町村とが、紛争の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために欠かすことのできない取組である。委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を公害苦情処理事例集として都道府県・市区町村に提供するとともに、次のとおり、相互の連携を図っている。

- ① 審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（令和2年度は、10月14日に試行としてウェブ会議により第50回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、審査会等の事件処理等についての情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。
- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報・意見交換を行っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、第51回公害紛争処理関係ブロック会議及び第45回公害苦情相談員等ブロック会議の開催を中止し、新たに地方公共団体の公害苦情処理担当職員の人材育成の一環として、インターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を令和2年11月から3年3月にかけて計6回開催した。

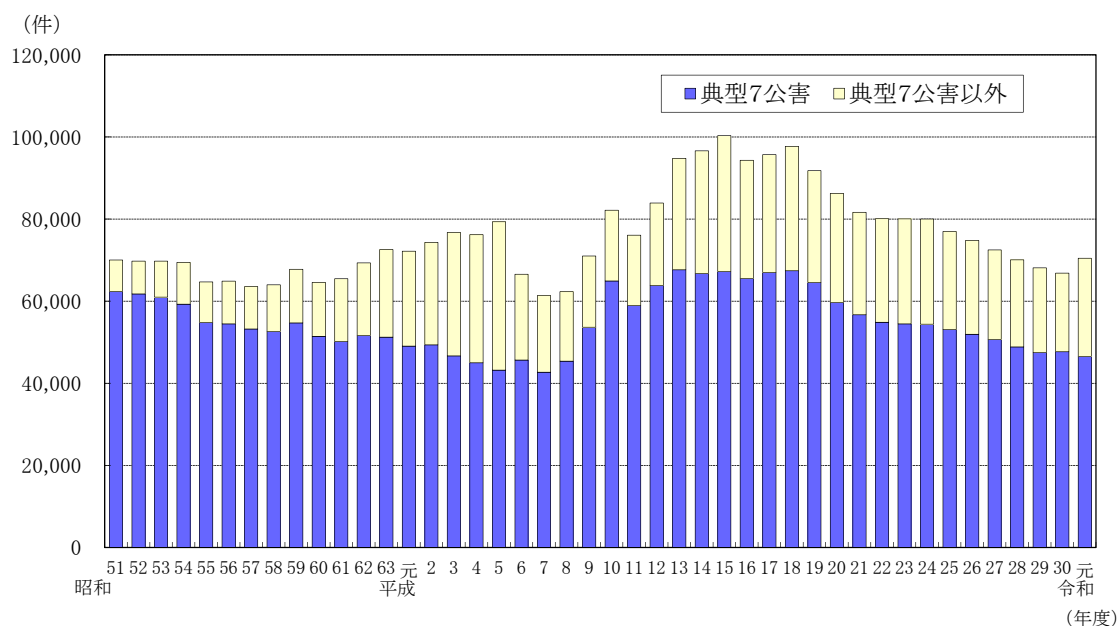
(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況

令和元年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情は70,458件であり、13年ぶりに増加した（図1）。公害苦情受付件数のうち、典型7公害の苦情受付件数（46,555件）の内訳をみると、「騒音」が15,434件（典型7公害の公害苦情受付件数の33.2%）と最も多く、次いで、「大気汚染」が14,317件（同30.8%）、「悪臭」が9,349件（同20.1%）となっている（図2）。令和元年度の公害苦情取扱件数は75,476件であり、年度内に直接処理※2が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は62,098件（令和元年度の処理件数の82.3%）となっている。公害苦情は公害紛争の前段階として発生することから早期の対応が必要とされるところであるが、典型7公害の直接処理件数（42,121件。直接処理件数の67.8%）について苦情の申立てから処理までに要した期間をみると、「1週間以内」が27,987件（典型7公害の直接処理件数の66.4%）、「1週間超～1か月

※2 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じたことをいう。

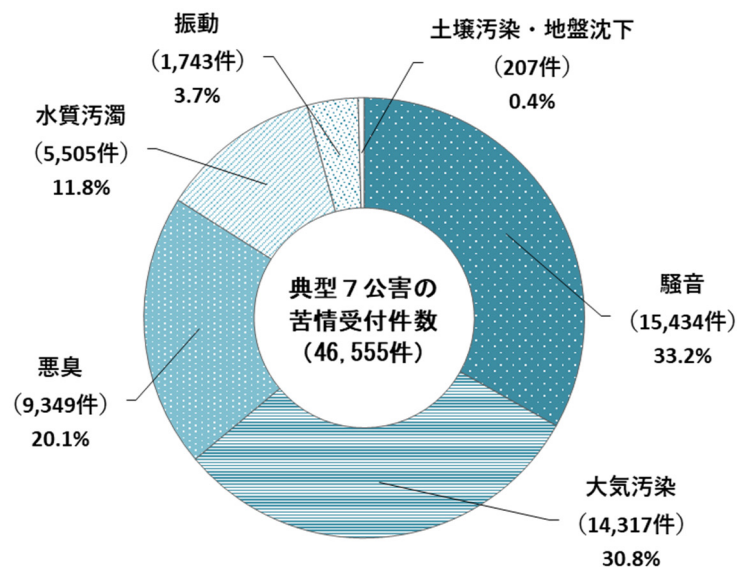
以内」が3,586件（同8.5％）となっており（図3）、都道府県・市区町村において迅速な処理に努めている。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



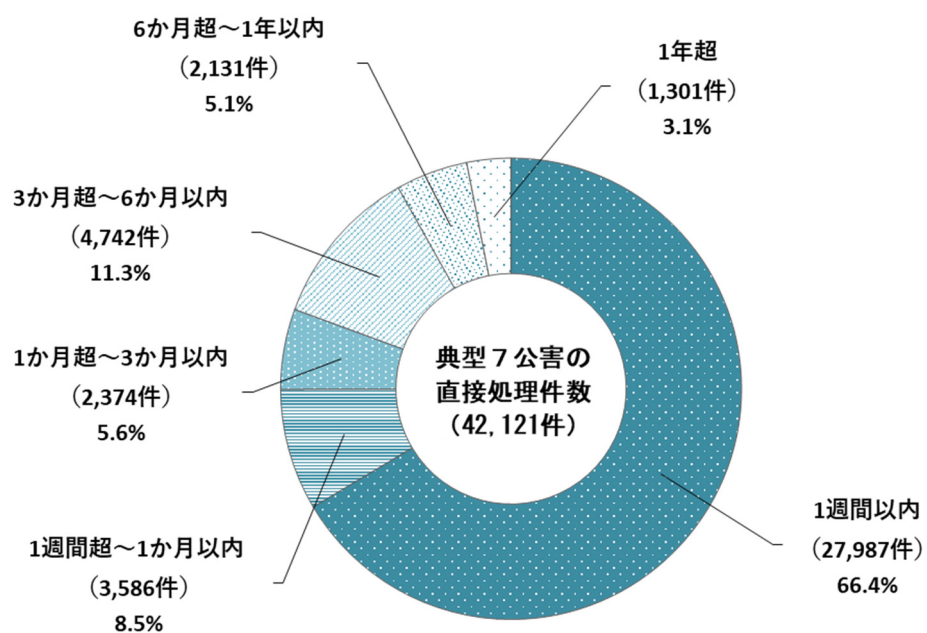
- (注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。
 (資料) 「令和元年度公害苦情調査」

図2 地方公共団体における典型7公害の
種類別公害苦情受付件数の割合（令和元年度）



「令和元年度公害苦情調査」を基に作成

図3 地方公共団体における苦情の処理に要した
期間別典型7公害の直接処理件数の割合（令和元年度）



「令和元年度公害苦情調査」を基に作成

4 公害紛争処理法等の改正

(1) 地方分権関係

第201回国会に提出された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和2年法律第41号）が令和2年6月3日に成立し、6月10日に公布された。

本法には、公害紛争処理法の一部改正が含まれており、令和2年6月10日に施行された。

従来、審査会を置かない都道府県においては、公害紛争処理法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされていた。

しかし、本改正により、審査会を置かない都道府県において、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定を可能とするために、公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることができるようになった。

また、本改正の施行に伴い、関係する規定の整備として、公害紛争処理法施行規則（昭和47年総理府令第47号）の改正を行い、令和2年6月10日に施行された。

(2) 押印の見直し関係

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続（所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。）について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされている。

これを踏まえ、検討を行い、審査会等に提出するあっせん、調停又は仲裁の申請書等への押印を不要とするなど、所要の改正のため、公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）の改正を含む「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」（令和3年政令第29号）が令和3年2月15日に公布され、公害紛争処理法施行令の改正部分は同日に施行された。

また、委員会に提出するあっせん、調停又は仲裁の申請書等への押印を不要とするなど、所要の改正のため、「公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則」（令和3年公害等調整委員会規則第2号）が令和3年1月14日に公布、施行された。